

第5章 介護保険事業計画の推進

1. 介護保険事業計画の基本的な考え方

(1) 基本方針

前期計画である第4期介護保険事業計画においては、高齢者の増加に伴い、要介護等認定者の増加が見込まれることから、できる限り自立した生活を継続できるよう介護予防に重点を置くとともに、介護が必要になったとしても可能な限り、住み慣れた地域で安心して生活できるように、重点施策を、地域支援事業（88ページ参照）及び地域密着型サービス（84ページ参照）の充実とし、事業展開を図ってきました。

平成24年度から始まる第5期介護保険事業計画では、団塊の世代の方が高齢者の仲間入りをすることから、さらに一段と高齢化に拍車がかかるとともに、その一方でひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、認知症の高齢者、医療的ケアを必要とする要介護者も増加するといった課題が見えてきています。

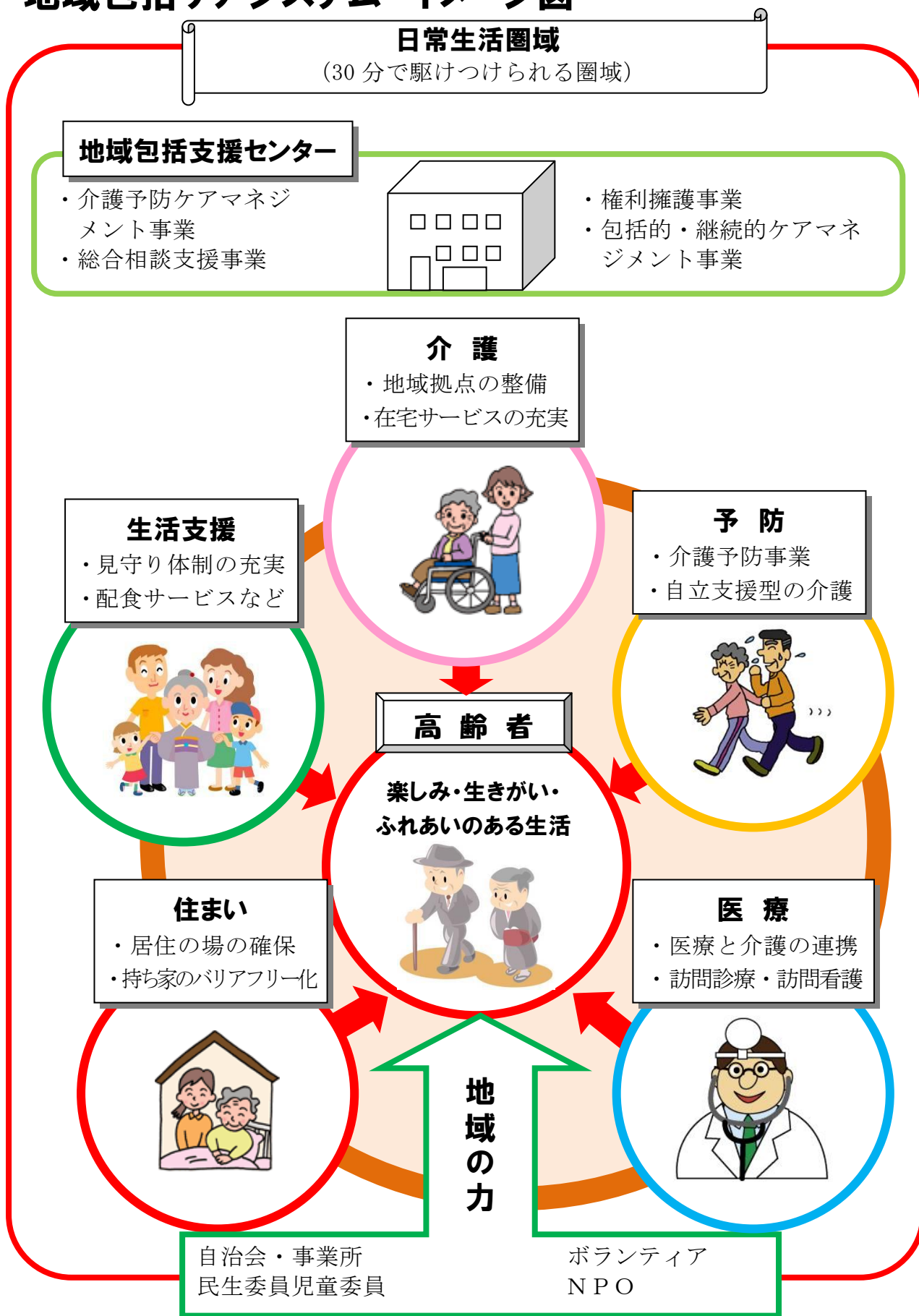
こうした課題に対し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活を営めるようにするために、介護保険の対応だけでなく、予防、医療、生活支援サービス、住まいも切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進める必要があります。

具体的には、

- ① 介護サービスの充実強化
- ② 介護予防の推進
- ③ 医療と介護の連携強化
- ④ 見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの確保と権利擁護関連の支援の拡充
- ⑤ 高齢期になっても住み続けることのできるように高齢者の居住に係る施策との連携

が挙げられており、第5期介護保険事業計画では、関係部署・機関等と連携し、これらの取り組みを進めていきます。

地域包括ケアシステム イメージ図



2. 地域包括ケアシステム構築に向けての取り組み

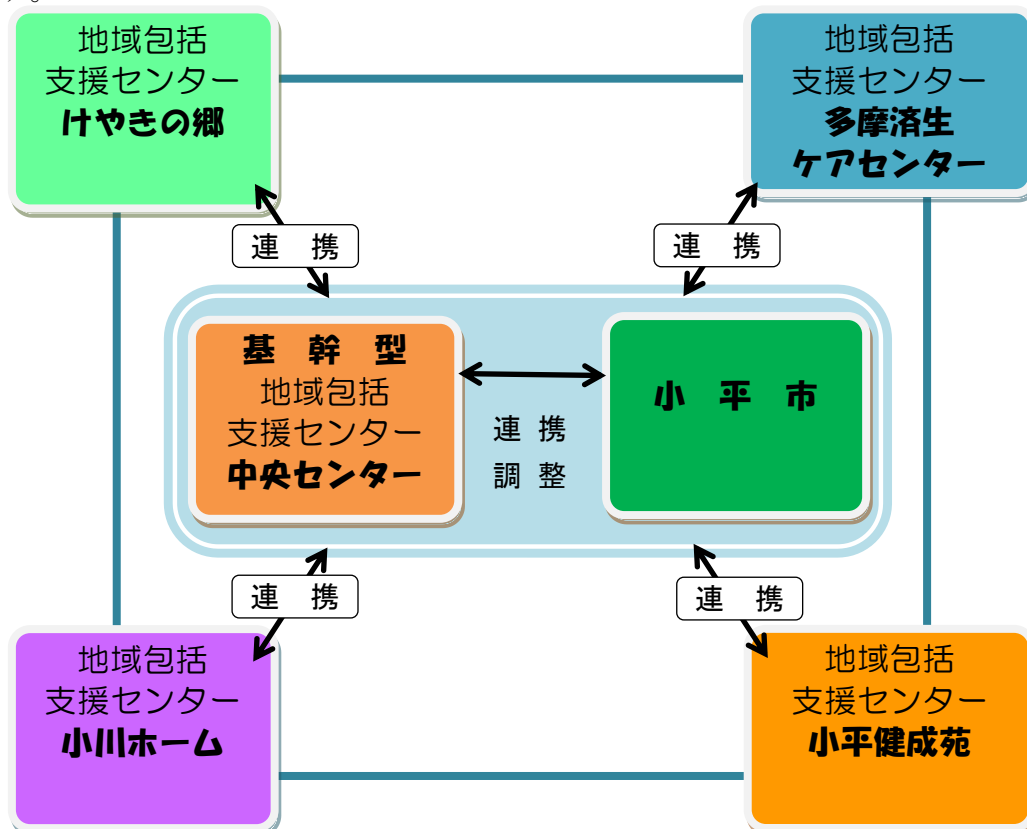
地域包括ケアシステムの構築を目指すため、第5期介護保険事業計画では、地域包括支援センターの機能強化、医療と介護の連携強化、認知症対策の充実、介護をしている家族への支援の充実、地域密着型サービスの充実に重点的に取り組んでいきます。

(1) 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムを構築する上での中核として位置づけられ、これまで、担当している圏域の高齢者に対する介護等に関する相談、高齢者虐待・権利擁護への対応、ケアマネジャーに対する助言・指導、二次予防事業対象者や要支援認定者に対する介護予防に関するケアマネジメントを行ってきました。

これらの機能を強化するため、基幹型地域包括支援センターを設置し、各地域包括支援センターの活動に対する支援及び指導、各地域包括支援センターからの情報を元に地域における課題の集約、ケアマネジャーの研修等を行います。また、各地域包括支援センターは、各日常生活圏域に存在する社会資源の活用や発掘を行い、地域の連携を強化します。

これらの取組みを行うことにより、今まで以上に地域に目を配ることができ、高齢者の見守りや生活支援サービス等のさらなる充実を図っていくことができます。



なお、基幹型地域包括支援センターの設置後は、基幹型地域包括支援センター自らも圏域を持つこととなるため、従来の4圏域から5圏域での体制となります。

(2) 医療と介護の連携強化

在宅医療連携窓口（64ページ④参照）やケアマネジャー等への研修の充実を図ることにより、医療と介護の連携を強化し、病院から在宅医療への円滑な移行や安定した在宅療養の継続を支援していきます。

(3) 認知症対策の充実

高齢化の進展に伴い認知症の高齢者の増加が予想されることから、認知症対策を強化していきます。認知症予防の普及啓発事業、認知症の早期発見・早期受診の推進に向けた取り組み、地域の方々に認知症への理解を深めていただくための認知症サポーター養成講座等を行っていきます。

《認知症対策の充実のための関連事業》

・ 家族会への支援

各圏域で認知症と介護を考える家族会を開催し、認知症の方と介護者への支援を行います。

・ もの忘れ相談医

市では、認知症の早期発見、早期予防を図るために、「もの忘れ相談医一覧」を小平市医師会の協力により作成しています。

・ 認知症疾患医療センターとの連携

東京都が、今後指定する予定の認知症疾患医療センターと地域包括支援センターとの連携を進めていきます。

・ 小規模多機能型居宅介護の整備

第4期計画の整備状況やサービスの充足状況を確認の上、各圏域のバランスに配慮して配置するように努めます。

(4) 介護をしている家族への支援の充実

認知症や寝たきりの高齢者を介護する家族の負担は重く、介護をしている家族への支援の充実が重要な課題となっています。介護をしている家族同士の交流を図ることや、緊急時でも利用できるように短期入所生活介護などの介護保険サービスの充実を図っていきます。

《家族支援の充実のための関連事業》

- ・ 家族会への支援（75ページ再掲）
- ・ 短期入所生活介護の施設整備
短期入所生活介護の施設の整備を検討します。
- ・ 短期入所療養介護の拡充
市内の既存の介護老人保健施設に対して、短期入所療養介護の入所枠の拡大を働きかけます。
- ・ 高齢者緊急一時保護の拡充
高齢者緊急一時保護の保護先として、介護保険施設等だけでなく医療機関についても検討します。
- ・ 小規模多機能型居宅介護の整備（75ページ再掲）
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
第5期計画期間中に実施に向けて検討します。

(5) 地域密着型サービスの充実

入所待ちをされている方が、依然多数いる介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、市内及び市外の施設事業者に対して、小平市民の入所者数の維持及び拡大の働きかけを行っていく一方、在宅でも安心して生活が続けられるように、地域密着型サービスの充実を図っていきます。

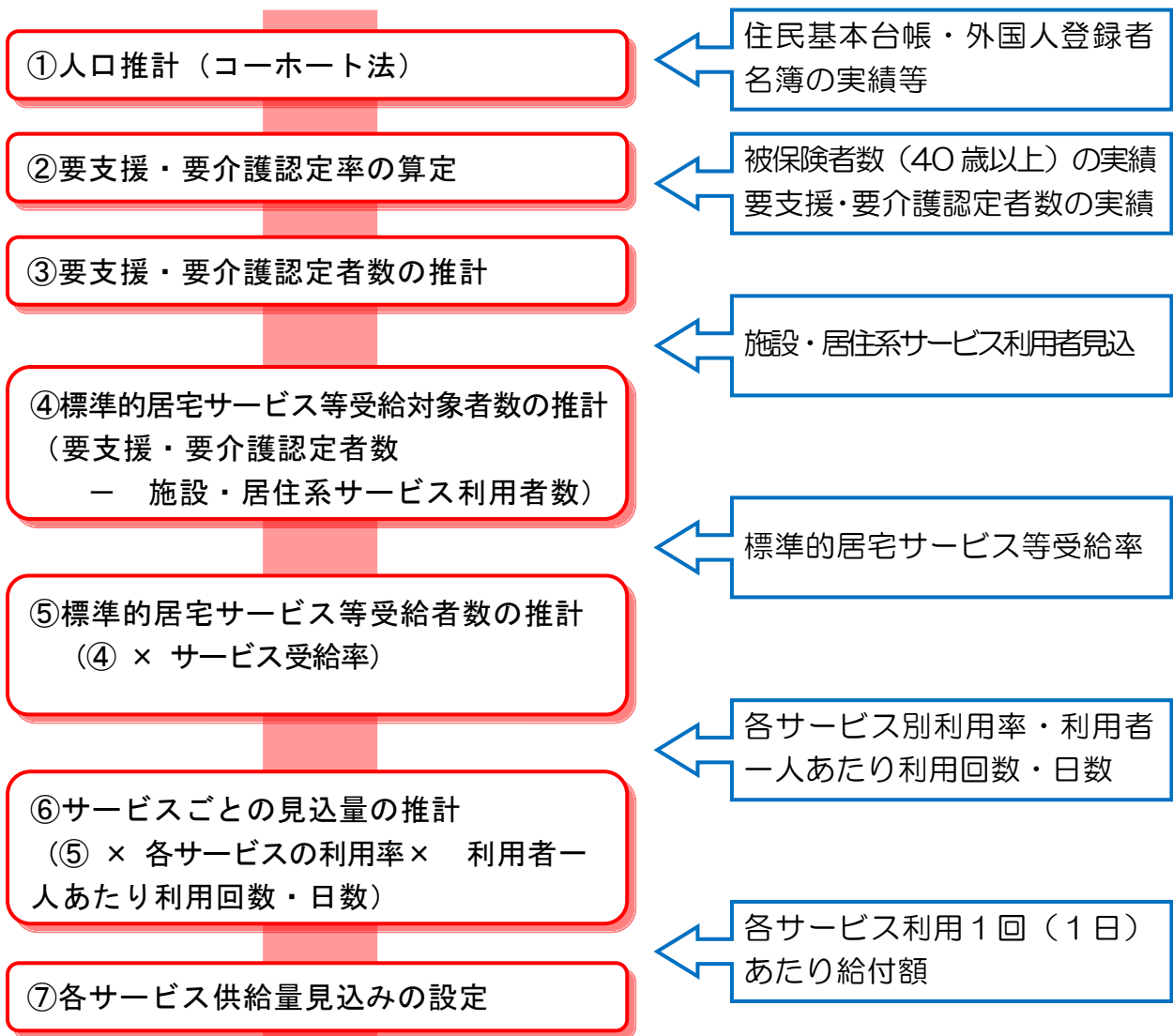
第5期計画では、第4期計画に引き続きこれまで進められてきた施設整備の補完を図るとともに、事業所の質の向上に力を入れていきます。

また、医療的ケアを必要とする在宅要介護者の支援として、第5期計画から新たに創設された、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサービスについては、事業者の参入状況や地域におけるニーズ等を見極めながら、実施に向けて検討します。

3. 介護保険事業の見込量推計

(1) 推計の手順

第5期の介護保険事業の見込量については、国から配布された「第5期介護保険事業計画サービス見込量ワークシート」を使用して推計を行いました。



総給付額の推計

$$\begin{aligned} &= \text{施設利用者数} \times \text{利用1月あたりの給付額} \times 12 \\ &+ \text{居住系サービス利用者数} \times \text{利用1月あたりの給付額} \times 12 \\ &+ \text{居宅サービス等の供給量見込} \times \text{サービス利用1回（1日）あたり給付額} \\ &+ \text{居宅介護支援費・介護予防支援費等} \end{aligned}$$

(2) 介護保険被保険者数の推計

■ 被保険者数の推移

(基準は、各年10月1日現在)

	実績			推計		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者	36,100人	36,848人	37,264人	38,511人	39,778人	41,012人
65～74歳	19,786人	19,485人	18,931人	19,515人	20,113人	20,865人
75歳以上	16,314人	17,363人	18,333人	18,996人	19,665人	20,147人
第2号被保険者 (40～64歳)	60,131人	61,252人	62,277人	62,458人	62,639人	62,691人

(3) 要介護等認定者数の推計

■ 認定者数

(基準は、各年10月1日現在)

	実績			推計		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	641人	636人	713人	719人	750人	780人
要支援2	616人	756人	868人	919人	979人	1,038人
要介護1	836人	995人	1,084人	1,148人	1,220人	1,292人
要介護2	925人	955人	1,054人	1,116人	1,170人	1,231人
要介護3	790人	800人	781人	810人	833人	853人
要介護4	765人	828人	851人	887人	925人	969人
要介護5	674人	675人	700人	740人	775人	812人
合計	5,247人	5,645人	6,051人	6,339人	6,652人	6,975人

(4) 居宅サービスの見込量推計

①訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

年間サービス利用量 (人数・回数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問介護	11,657人	12,096人	12,570人	12,653人	13,257人	13,897人
	180,661回	186,653回	201,230回	201,478回	210,040回	219,242回
介護予防 訪問介護	5,481人	6,365人	6,570人	7,035人	7,433人	7,821人
合 計	17,138人	18,461人	19,140人	19,688人	20,690人	21,718人

②訪問入浴介護

介護職員と看護師が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介助を行います。

年間サービス利用量 (回数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問入浴介護	7,830回	8,010回	8,054回	7,885回	8,254回	8,651回
介護予防 訪問入浴介護	3回	66回	132回	162回	181回	201回
合 計	7,833回	8,076回	8,186回	8,047回	8,435回	8,852回

③訪問看護

看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

今後、医療的なケアが必要な方がますます増えることが予想されますので、地域の医療機関等の協力も得ながら、適切な供給の確保に努めます。

年間サービス利用量 (回数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問看護	23,808回	25,864回	28,696回	28,616回	30,315回	32,117回
介護予防 訪問看護	1,551回	1,422回	1,710回	1,851回	1,983回	2,142回
合 計	25,359回	27,286回	30,406回	30,467回	32,298回	34,259回

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

年間サービス利用量 (日数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
訪問リハビリ テーション	8,567日	11,979日	15,018日	15,479日	16,825日	18,256日
介護予防訪問 リハビリテーション	499日	982日	2,030日	2,332日	2,659日	2,981日
合 計	9,066日	12,961日	17,048日	17,812日	19,484日	21,238日

⑤居宅療養管理指導

医師・歯科医師・薬剤師などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

年間サービス利用量 (人数/月)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅療養管理指導	438人	505人	586人	637人	676人	717人
介護予防 居宅療養管理指導	45人	40人	36人	35人	36人	37人
合 計	483人	545人	622人	672人	712人	754人

⑥通所介護（デイサービス）

通所施設に通って、日常生活上の支援や、生活機能訓練を受けます。

年間サービス利用量 (人数・回数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
通所介護	11,536人	12,571人	13,696人	13,539人	14,192人	14,898人
	96,634回	109,413回	124,888回	123,831回	130,172回	137,018回
介護予防 通所介護	3,304人	3,760人	3,972人	4,109人	4,336人	4,551人
合 計	14,840人	16,331人	17,668人	17,648人	18,528人	19,449人

⑦通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設などに通って、日常生活での自立に向けたリハビリテーションを受けます。

年間サービス利用量 (人数・回数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
通所リハビリ テーション	2,188人	2,335人	2,554人	3,572人	3,717人	3,869人
	14,574回	15,954回	17,872回	25,057回	26,103回	27,201回
介護予防通所 リハビリ テーション	404人	447人	418人	585人	618人	649人
合 計	2,592人	2,782人	2,972人	4,157人	4,335人	4,518人

⑧短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などに短期間入所して、身体介護や機能訓練などを受けます。現在、緊急時等の対応のための短期入所生活介護が不足していますので、今後、事業者へ誘致の働きかけを行っていきます。

年間サービス利用量 (日数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所 生活介護	22,203日	24,296日	24,952日	25,427日	26,670日	28,013日
介護予防 短期入所生活介護	655日	625日	512日	572日	614日	656日
合 計	22,858日	24,921日	25,464日	25,999日	27,284日	28,669日

⑨短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して、身体介護や機能訓練などを受けます。市内の介護老人保健施設などに対して、短期入所療養介護の入所枠の拡大の働きかけを行っていきます。

年間サービス利用量 (日数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
短期入所療養介護	2,988日	2,532日	3,080日	2,865日	2,994日	3,132日
介護予防 短期入所療養介護	6日	0日	0日	17日	19日	20日
合 計	2,994日	2,532日	3,080日	2,882日	3,013日	3,152日

⑩特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）

有料老人ホームなどに入居して、日常生活上の支援や介護を受けます。

有料老人ホームは、現在市内に5か所あり、供給がある程度確保されていると判断されるので、基本的には新たな整備に向けた働きかけは行いません。

なお、有料老人ホームは入居者との介護に係る契約によって、3つの類型（介護付、住宅型、健康型）に分けられますが、ここで言う有料老人ホームは、東京都の指定を受けた施設が直接介護サービスを提供する介護付有料老人ホームを指します。

年間サービス利用量 (人数/月)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
特定施設入居者 生活介護	230人	257人	300人	317人	341人	364人
介護予防特定施設 入居者生活介護	35人	30人	28人	30人	29人	29人
合 計	265人	287人	328人	347人	370人	393人

⑪福祉用具貸与

車いすや特殊寝台など、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。

年間サービス利用量 (人数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
福祉用具貸与	14,189人	15,374人	16,606人	16,665人	17,592人	18,580人
介護予防 福祉用具貸与	1,875人	2,634人	3,234人	3,917人	4,300人	4,713人
合 計	16,064人	18,008人	19,840人	20,582人	21,892人	23,293人

⑫特定福祉用具販売

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入した際、その費用の一部を支給します。

年間サービス利用量 (人数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
特定福祉用具販売	449人	466人	544人	543人	567人	593人
特定介護予防 福祉用具販売	106人	132人	110人	123人	137人	151人
合 計	555人	598人	654人	666人	704人	744人

⑬住宅改修

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした際、その費用の一部を支給します。

年間サービス利用量 (人数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
住宅改修	295人	300人	348人	348人	364人	381人
介護予防住宅改修	106人	127人	132人	150人	164人	178人
合 計	401人	427人	480人	498人	528人	559人

⑭居宅介護支援・介護予防支援

ケアマネジャーが居宅介護サービスの計画を立てます。

年間サービス利用量 (人数/月)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
居宅介護支援	2,028人	2,142人	2,274人	2,297人	2,405人	2,522人
介護予防支援	736人	844人	893人	962人	1,017人	1,071人
合 計	2,764人	2,986人	3,167人	3,259人	3,423人	3,593人

(5) 地域密着型サービスの見込量推計

地域密着型サービスは、住み慣れた地域でサービスを受けながら暮らせるように、市が主体となってサービスの基盤を整備し、小平市民に限定して提供するサービスで、以下のサービスがあります。

①地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

定員 29 人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

年間サービス利用量 (人数/月)	実 績		推 計			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域密着型 介護老人福祉施設	0 人	0 人	0 人	25 人	29 人	49 人

※平成 26 年度に利用人数が増加しているのは、一部ユニット型施設（87 ページ）で地域密着型介護老人福祉施設へ移行する施設があるためです。

②認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

認知症の方が、食事や入浴などの日常生活上の支援を受けながら、少人数のグループで生活する施設です。

今後、既存事業所の利用状況や各圏域のバランスに配慮して配置するように努めます。

年間サービス利用量 (人数/月)	実 績		推 計			
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
認知症対応型 共同生活介護	87 人	90 人	90 人	122 人	153 人	175 人
介護予防認知症 対応型共同生活介護	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	87 人	90 人	90 人	122 人	153 人	175 人

③認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の方が、通所施設に通って、日常生活上の支援や生活機能訓練を受けます。第4期計画では整備数が計画数に至らなかったため、引き続き整備を進めていきます。

年間サービス利用量 (人数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
認知症対応型 通所介護	1,617人	1,820人	1,764人	1,794人	1,871人	1,954人
介護予防認知症 対応型通所介護	0人	12人	4人	9人	11人	12人
合 計	1,617人	1,832人	1,768人	1,803人	1,882人	1,966人

④小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に、利用者の状態や希望、家族の事情などに応じて、「訪問」や「泊まり」を柔軟に組み合わせて利用できるサービスです。

今後、第4期の整備状況やサービスの充足状況を確認の上、各圏域のバランスに配慮して配置するように努めます。

年間サービス利用量 (人数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小規模多機能型 居宅介護	0人	88人	428人	850人	1,233人	1,615人
介護予防小規模 多機能型居宅介護	0人	0人	6人	6人	6人	7人
合 計	0人	88人	434人	856人	1,239人	1,622人

⑤夜間対応型訪問介護

在宅での生活を継続できるように、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報を受けて対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

年間サービス利用量 (人数/年)	実 績		推 計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
夜間対応型 訪問介護	347人	422人	596人	599人	629人	660人

⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、緊急時などの随時対応を行うサービスです。

第5期期間中は、事業者の参入状況を見極めながら実施に向けて検討します。

⑦複合型サービス

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた、医療的なニーズにも対応できるサービスです。

第5期期間中は、サービスの必要性や利用者の意向を見極めながら実施に向けて検討します。

(6) 地域密着型サービスの整備計画

サービス種類	第3期まで(～平成20年度)整備分	第4期(平成21～23年度)整備分	第5期開始時整備数	平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型介護老人福祉施設	0か所	1か所	1か所	0か所	0か所	1か所
認知症対応型共同生活介護	4か所	4か所	8か所	1か所 18人	0か所	2か所 36人
認知症対応型通所介護	6か所	1か所	7か所	0か所	1か所	2か所
小規模多機能型居宅介護	0か所	5か所	5か所	1か所	0か所	2か所
夜間対応型訪問介護	1か所	0か所	1か所	0か所	0か所	0か所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-
複合型サービス	-	-	-	-	-	-

(7) 施設サービスの見込量推計

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

認知症や寝たきりなどにより、在宅での介護が困難な方が入所する施設です。入所待ちをされている方が多数いますので、今後とも市内及び市外の施設事業者に対して、小平市民の入所者数の維持及び拡大を働きかけていきます。

なお、平成23年6月末現在、市内の特別養護老人ホームの入所待ちの方は519人です。要介護度別の内訳では、認定なしが7人、要支援1が1人、要支援2が9人、要介護1が58人、要介護2が107人、要介護3が103人、要介護4が127人、要介護5が107人となっています。

年間サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護老人福祉施設	589人	596人	593人	632人	637人	630人

※平成26年度に利用人数が減少しているのは、一部ユニット型施設で地域密着型介護老人福祉施設（84ページ）へ移行する施設があるためです。

②介護老人保健施設（老健）

在宅への復帰を目的として、機能訓練などのサービスを受けることができる施設です。

市内では、平成23年10月に新たに1か所開設したことで、2か所となりましたので、今期の整備計画はありません。

年間サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護老人保健施設	248人	265人	287人	441人	453人	465人

③介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方を対象とした施設です。

年間サービス利用量 (人数/月)	実績		推計			
	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
介護療養型医療施設	123人	111人	110人	100人	103人	106人

※平成24年度に利用人数が減少しているのは、市内の介護療養型医療施設の一か所が医療療養病床へ移行するためです。

④地域密着型介護老人福祉施設(小規模特別養護老人ホーム)(84ページ①再掲)

定員29人以下の小規模な特別養護老人ホームです。

4. 地域支援事業 **重点施策**

地域支援事業では、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態になっても、できる限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

今後の小平市における高齢者人口の増加とそれに伴う認定者数の増加が見込まれる中で、介護予防や総合的な支援を行う地域包括支援センターのさらなる機能強化を図っていく必要があります。

地域支援事業は、(1) 介護予防事業、(2) 包括的支援事業、(3) 任意事業に区分して実施します。

(1) 介護予防事業

介護予防事業は、介護予防が特に必要とされる高齢者を対象とする「二次予防事業」と、全ての第1号被保険者を対象とした「一次予防事業」について、両者の連携を図りながら実施します。

①二次予防事業施策

介護予防が必要とされる二次予防事業の対象者に、通所または訪問により、介護予防のための事業を実施します。

i) 二次予防事業の対象者把握事業

65歳以上の要介護等認定を受けていない方を対象に基本チェックリストによる生活機能の評価を行ないます。生活機能の低下により介護予防が必要とされる二次予防事業の対象者を把握します。

平成21年度	対象者数 1,246人	平成22年度	対象者数 1,204人	方向性	充 実
--------	----------------	--------	----------------	-----	-----

ii) 通所型介護予防事業

二次予防事業の対象者に、寝たきりや要介護状態になることや、症状が悪化することを防ぐために、介護予防教室を開催します。

高齢者自身の日常生活動作の能力を高め、本人の介護予防の実践に結びつけていくため、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上について、本事業の幅広い展開を図ります。

平成21年度	開催回数 644回 延参加者数 2,472人	平成22年度	開催回数 626回 延参加者数 3,122人	方向性	充 実
--------	---------------------------------	--------	---------------------------------	-----	-----

iii) 訪問型介護予防事業

心身の状況により通所型介護予防事業への参加が困難な二次予防事業の対象者に、保健師等がその居宅等を訪問し、必要な相談・指導を実施します。

今後は、多くの方の利用を促すために、訪問・電話等により積極的に対象者への働きかけを行います。

平成21年度	訪問回数 19回 訪問実人数 3人	平成22年度	訪問回数 9回 訪問実人数 1人	方向性	継続
--------	----------------------------	--------	---------------------------	-----	----

②一次予防事業施策

全ての第1号被保険者を対象とした、地域における自主的な介護予防活動の育成・支援を行います。

i) 介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布のほか介護予防講座を開催します。

【介護予防講座】

平成21年度	開催回数 7回 延参加者数 130人	平成22年度	開催回数 7回 延参加者数 97人	方向性	継続
--------	-----------------------------	--------	----------------------------	-----	----

ii) 認知症予防事業

認知症予防について様々な内容を取り入れ、利用者が認知症予防を実践できることを目指します。

【認知症予防教室（入門編）】

平成21年度	開催回数 18回 延参加者数 202人	平成22年度	開催回数 18回 延参加者数 84人	方向性	充実
--------	------------------------------	--------	-----------------------------	-----	----

【認知症予防教室（実践編）】

平成21年度	開催回数 20回 延参加者数 77人	平成22年度	開催回数 15回 延参加者数 41人	方向性	継続
--------	-----------------------------	--------	-----------------------------	-----	----

【認知症予防講座】					
平成 21 年		平成 22 年度	開催回数 6 回 延参加者数 129 人	方向性	充 実
【認知症予防講演会】					
平成 21 年度		平成 22 年度	開催回数 1 回 参加者数 65 人	方向性	充 実

iii) 介護予防見守りボランティア事業 【重点事業】 (65ページ再掲)

③介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援者や二次予防事業の対象者に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を市町村の判断により総合的に提供することができる事業として地域支援事業の枠組みの中に創設されました。

事業の実施にあたっては、地域の実情に応じたサービスの内容・費用・利用者負担・サービス提供事業者の指定等について、市町村が決定することになります。

第5期計画期間中においては、国の動向等を注視しながら事業実施の可否について検討を行うこととします。

(2) 包括的支援事業 【重点事業】

包括的支援事業では、高齢者が安心して暮らせる地域をつくるため、地域包括支援センターが、「介護予防ケアマネジメント事業」、「総合相談支援事業」、「権利擁護事業」、「包括的・継続的ケアマネジメント事業」を行います。

①地域包括支援センターの機能

i) 介護予防ケアマネジメント事業

二次予防事業の対象者が要介護状態等に移行することを予防するため、対象者が自らの選択に基づき介護予防に取り組めるよう援助します。

ii) 総合相談支援事業

地域の高齢者がどのような支援が必要かを把握するために、民生委員児童委員や医療機関、介護保険事業者、NPO、自治会、ボランティアなど地域における関係者や関係機関とのネットワークを構築します。また、本人、家族、地域住民からの相談を受け、相談内容に即したサービスや情報の提供、関係機関への紹介等を行います。

iii) 権利擁護事業

権利擁護の観点から、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が十分でない方を保護するため、成年後見制度利用等の支援を行いません。

iv) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

地域のケアマネジャーが多様な生活課題を抱えている高齢者の地域生活を支えるために、課題に応じたあらゆる社会資源を適切に活用できるように環境整備を行い、さらに、困難な状況に対して小平市、地域包括支援センター、民生委員児童委員や医療機関等などの地域の関係者による地域ケア会議を開催して適切な支援を連携して行います。

地域包括支援センターの機能

介護予防ケアマネジメント事業

総合相談支援事業

権利擁護事業

包括的・継続的ケアマネジメント事業

②基幹型地域包括支援センターの設置

高齢者人口の継続的な増加、相談件数の増加に伴い、高齢者に関する相談は、年々複雑化し、緊急性や困難性を伴うケースに対して、より専門的な判断や知識・経験の蓄積が必要となっています。こうした変化への対応力を向上させるために、基幹型地域包括支援センターを設置し、地域包括支援センターの機能とセンター間連携の強化を図ります。地域で取り組みを行なっている各地域包括支援センターのまとめ役として、支援及び指導を行いません。

i) 担当業務内容

市と各圏域の地域包括支援センターとの連携調整を図り、地域包括支援センターの統括を行います。各地域包括支援センターの活動に対する支援及び指導、各関係機関とのネットワークの構築、各地域包括支援センターからの情報を元に地域における課題の集約やこれに対する問題解決への支援、ケアマネジャーの人材育成のための研修を行ないます。

また、担当圏域の包括的支援事業を実施し、家族介護教室開催等を行ないます。

ii) 設置時期

平成24年7月1日

(平成24年4月1日から平成24年6月30日を準備期間とします。)

iii) 設置場所

小平市健康福祉事務センター内

iv) 名 称

小平市地域包括支援センター 中央センター

v) 委託予定法人

社会福祉法人 小平市社会福祉協議会

③基幹型地域包括支援センターの日常生活圏域

基幹型地域包括支援センターの設置により、基幹型地域包括支援センター自らも日常生活圏域を担当する必要があるため、従来の4圏域から5圏域の体制となります。ただし、基幹型としての機能・役割を保持するために、日常生活圏域については、小区域として対応することとします。

基幹型地域包括支援センターの担当する日常生活圏域は、名称を中央圏域として、小川東町住居表示未実施地区、小川町2丁目、学園東町1丁目とします。

これにより、中央西圏域及び中央東圏域は縮小し、西圏域・東圏域は、現状と変更はありません。

④基幹型地域包括支援センターの委託法人による指定介護予防支援業務の実施について

基幹型地域包括支援センターは、日常生活圏域を一部担当することにより、介護保険法第115条の22において規定される指定介護予防支援事業者として、担当圏域において要支援認定者のケアマネジメント業務を担当します。

小平市の日常生活圏域と地域包括支援センター

西圏域

柴町1～3丁目、中島町、小川町1丁目、たかの台、津田町1丁目、上水新町1～3丁目、上水本町1丁目

小平市地域包括支援センター
けやきの郷
住所▶小平市小川町1-485
(介護老人保健施設けやきの郷内)
電話▶042-349-2321

中央西圏域

小川西町1～5丁目、小川東町1～5丁目、小川東町2丁目、学園東町1丁目、津田町2～3丁目、学園西町1～3丁目、上水本町2～6丁目

小平市地域包括支援センター
小川ホーム
住所▶小平市小川西町2-35-2
(特別養護老人ホーム小川ホーム内)
電話▶042-347-6033

中央圏域

小小平市地域包括支援センター
中央センター

住所▶小平市小川町2-1333
(健康福祉事務センター内)
電話▶042-345-0691

中央東圏域

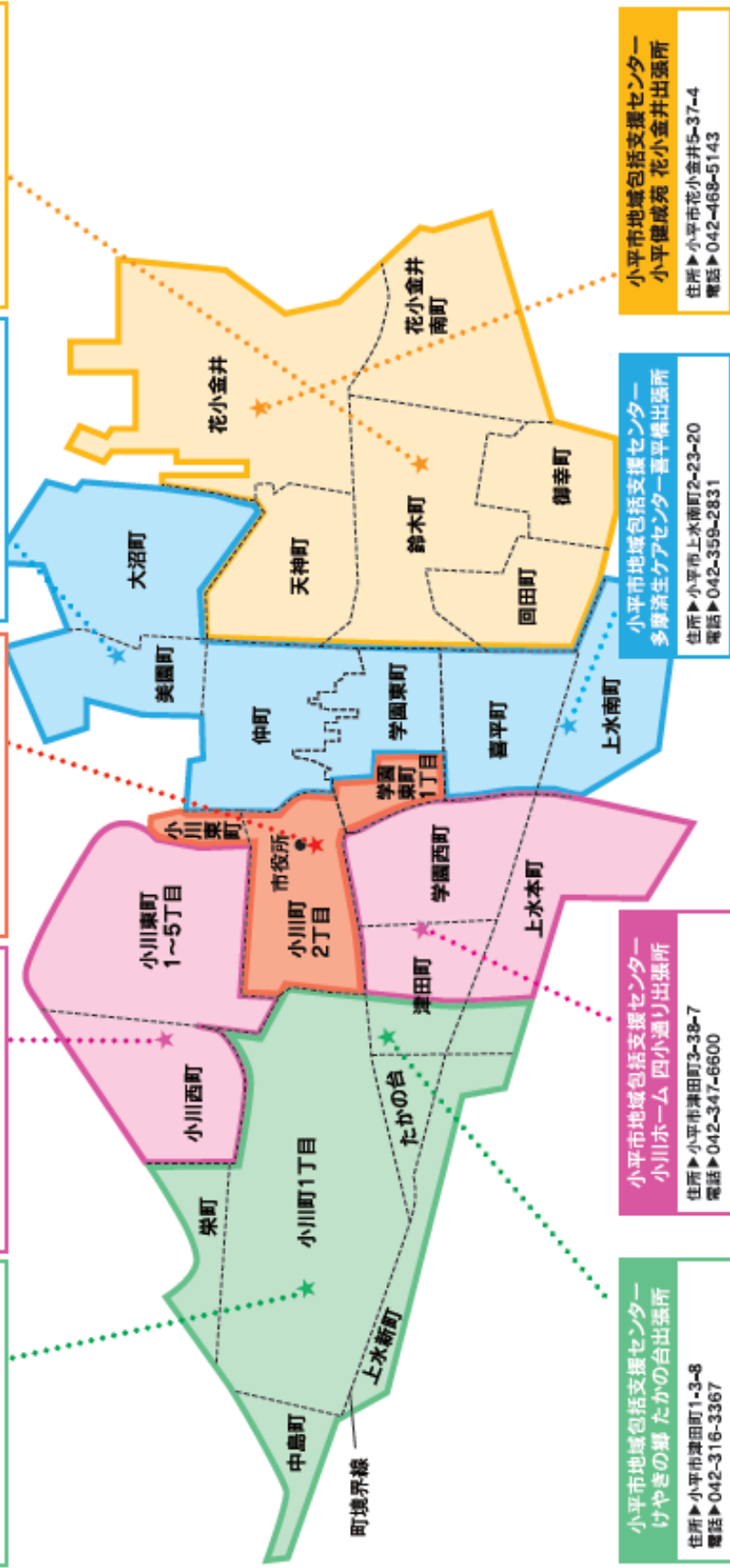
美園町1～3丁目、大沼町1～2丁目、仲町、学園東町2～3丁目、学園東町、喜平町1～3丁目、上水南町1～4丁目

小平市地域包括支援センター
多摩済生ケアセンター
住所▶小平市美園町3-12-1
(多摩済生ケアセンター内)
電話▶042-349-2123

東圏域

花小金井1～6丁目、天神町1～2丁目、鈴木町1～2丁目、花小金井南町1～3丁目、回田町、御幸町

小平市地域包括支援センター
小平健康苑
住所▶小平市鈴木町2-230-3
(特別養護老人ホーム小平健康苑内)
電話▶042-451-8813



※町名の表記は、平成24年4月1日現在のものです

(3) 任意事業

任意事業では、事業者の健全・適正な事業実施を促すための「介護給付費適正化事業」、家族で高齢者を介護している方を対象とした「家族介護支援事業」、また、「その他事業」として介護相談員派遣等事業やケアプラン指導研修事業等を行います。

① 介護給付費適正化事業					
【給付費通知】					
介護保険サービスの利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、回数、利用者負担額、サービス費用合計額等を通知します。利用者の介護サービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑止の効果が見込まれます。					
平成 21 年度	通知書 発送件数 3,855 件	平成 22 年度	通知書 発送件数 4,192 件	方向性	継 続
【住宅改修訪問調査】					
市が調査を委託した理学療法士、建築士等が介護保険の住宅改修の申請をした利用者宅を訪問し、利用者等やケアマネジャー、施工業者等の立会いのもと、家屋状況、高齢者の身体状況等を調査し、適正な工事であることを確認します。					
平成 21 年度	調査件数 4 件	平成 22 年度	調査件数 6 件	方向性	継 続
【介護サービス事業所に対する指導・監督の実施】					
介護保険法の趣旨・目的の理解を進め、介護報酬請求の過誤や不正の防止のため介護サービス事業所を対象に集団指導を実施します。また、「介護保険サービスの質の確保と向上」、「尊厳の保持」、「高齢者虐待防止法の趣旨」、適正な介護報酬請求等を踏まえ、介護サービス事業所の所在地において実地指導を行います。 東京都との連携を図りながら、さらに指導・監督を進めていきます。					
平成 21 年度	実施状況 集団指導 2 回 実地指導 11 か所	平成 22 年度	実施状況 集団指導 2 回 実地指導 6 か所	方向性	継 続

② 家族介護支援事業

【家族介護教室】

高齢者を介護している家族を対象に、地域包括支援センターで介護方法や要介護者の重度化予防、介護者の心の健康づくり等についての知識・技術を得るための家族介護教室を開催します。

平成 21 年度	開催回数 12 回 参加者数 212 人	平成 22 年度	開催回数 12 回 参加者数 247 人	方向性	充 実
----------	-------------------------------	----------	-------------------------------	-----	-----

【徘徊高齢者家族支援事業】

徘徊等の恐れのある高齢者に発信器を身につけてもらうことで、行方不明になったときの早期発見・保護につなげます。

平成 21 年度	対象者数 3 人	平成 22 年度	対象者数 9 人	方向性	継 続
----------	-------------	----------	-------------	-----	-----

③ その他事業

【介護相談員派遣等事業】

介護相談員が施設等を訪問し、サービス利用者の不満や疑問等に対応して改善の途を探るとともに、介護サービスの質の向上を目指します。

平成 21 年度	延べ実施回数 138 回 延べ面接人数 1,595 人	平成 22 年度	延べ実施回数 141 回 延べ面接人数 1,578 人	方向性	継 続
----------	--------------------------------------	----------	--------------------------------------	-----	-----

【ケアプラン指導研修事業（68ページ再掲）】

【居宅介護支援事業者等助成事業】

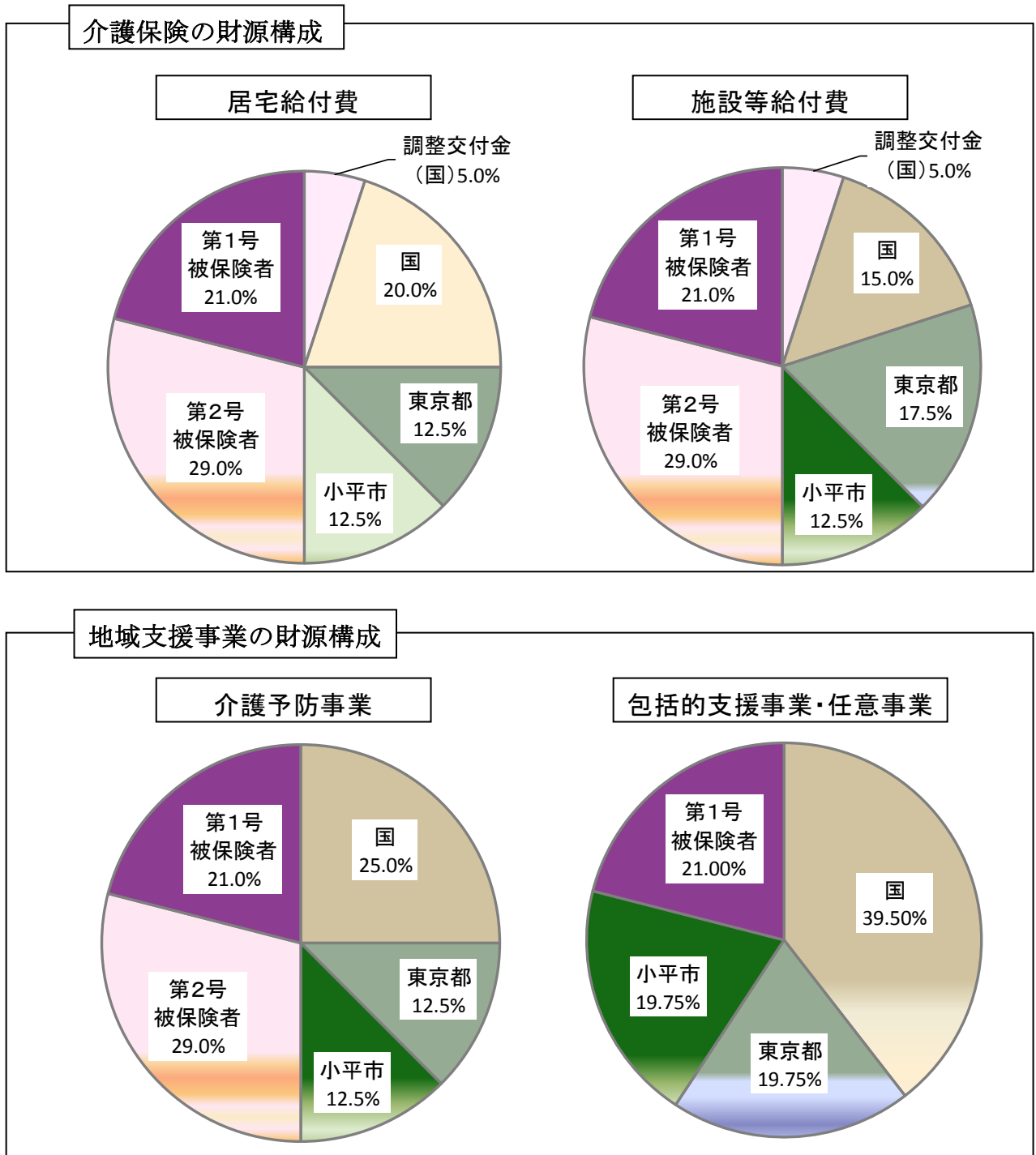
居宅介護支援等を受けていない要介護者等が、介護保険制度の住宅改修を行う際に必要となる書類の作成者に対し助成を行うことで、住宅改修の利用促進を図ります。

平成 21 年度	助成件数 77 件	平成 22 年度	助成件数 66 件	方向性	継 続
----------	--------------	----------	--------------	-----	-----

5. 介護保険料

(1) 介護保険の財源

介護保険の財源は、第1号被保険者の保険料のほか、第2号被保険者の保険料、国・東京都・小平市の負担金、国の調整交付金によって構成されます。



(2) 介護保険料算出の手順

① 介護サービス等にかかる費用の算出

平成24～26年度における介護サービス等にかかる費用を算出します。
(99・100ページ参照)

② 地域支援事業費の算出

平成24～26年度における地域支援事業費を算出します。地域支援事業の財政規模は、介護給付費の3%以内と定められています。(100ページ参照)

③ 保険料収納必要額の算出

(ア) 第1号被保険者負担分相当額の算出

平成24～26年度における第1号被保険者負担分相当額は①と②の合計金額の21%となります。

(イ) 調整交付金不足分の算出

調整交付金は、各市町村間における第1号被保険者のうち、75歳以上の方の割合及び所得段階別割合の格差による、介護保険財政の不均衡を是正するため交付されます。小平市においては、過去の実績から、平成24～26年度の調整交付金交付割合が3.6%になると推計しています。従って、調整交付金負担分の5%から3.6%を引いた1.4%分が調整交付金不足分となり、第1号被保険者の保険料でまかなうこととなります。

(ウ) 介護給付費等準備基金取崩額の算出

介護給付費等準備基金とは、各計画期間における保険料の剰余分を積み立て、当該及び次期計画期間において、保険料の不足分に充てるために活用する基金です。小平市においては平成23年度末における残額は約3億円の見込みです。その内の約95%に当たる284,400,000円を取り崩すこととします。

(エ) 財政安定化基金取崩による交付額の算出

財政安定化基金取崩による交付金は、今般の介護保険法の改正により、介護保険料の急増を抑制するために、平成24年度に限り、東京都財政安定化基金から今まで拠出してきた基金の一部を原資として交付される交付金です。小平市においては、89,160,491円が交付される予定です。

※ 財政安定化基金は、市町村の介護保険財政が不足した際に、一般会計から財政補てんをする必要がないよう、介護保険財政の安定化に必要な費用を交付・貸付するため都道府県が設置する基金です。基金の財源は、国・都道府県・市町村で1/3

ずつ拠出します。

第3期以降、貸付率が大きく低下しており、また第5期の保険料が大幅な上昇が見込まれることから、その軽減のために、本来の目的に支障をきたさないための必要な見込額を残して、一部を取り崩すことが可能となりました。

(オ) 保険料収納必要額の算出

(ア)～(エ)の数字を基に保険料収納必要額を算出します。

$$\begin{array}{r}
 \boxed{\text{(ア) 第1号被保険者負担相当額}} + \boxed{\text{(イ) 調整交付金不足分}} \\
 - \boxed{\text{(ウ) 介護給付費等準備基金取崩額}} - \boxed{\text{(エ) 財政安定化基金取崩による交付額}} = \boxed{\text{保険料収納必要額}}
 \end{array}$$

④ 予定保険料収納率の設定

平成24～26年度の予定保険料収納率は、97.0%を見込んでいます。

⑤ 第1号被保険者数の推計

介護保険料を負担する第1号被保険者数を推計し、所得段階別の加入割合を勘案し補正します。

【所得段階別加入割合による第1号被保険者数の補正】

区分	24年度	25年度	26年度	合計
第1号被保険者数	38,511人	39,778人	41,012人	119,301人
補正 第1号被保険者数	40,171人	41,494人	42,781人	124,446人

※「補正 第1号被保険者数」とは、基準所得段階（第4段階）人数に換算すると何人分に相当するかを表しています。

⑥ 第1号被保険者の保険料基準額（年額・月額）の算出

保険料収納必要額を予定保険料収納率と所得段階別加入割合補正後の第1号被保険者数で除算し、保険料基準額（年額）を算出します。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{保険料基準額 (年額)}} = \boxed{\text{③ 保険料収納必要額}} \div \boxed{\text{④ 予定保険料収納率}} \div \boxed{\text{⑤ 所得段階別加入割合補正後被保険者数}} \\
 \boxed{\text{保険料基準額 (月額)}} = \boxed{\text{保険料基準額 (年額)}} \div \boxed{\text{12か月}}
 \end{array}$$

(3) 介護保険料算出の基礎数値

①総給付費の推計

【居宅サービス／地域密着サービス／施設サービス給付費】

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 居宅サービス			
訪問介護	650,308,383円	697,012,358円	745,390,310円
訪問入浴介護	94,973,528円	101,761,270円	108,848,316円
訪問看護	221,206,927円	240,394,649円	260,389,879円
訪問リハビリテーション	46,778,743円	52,299,239円	58,173,531円
居宅療養管理指導	92,149,361円	100,358,661円	109,007,638円
通所介護	988,218,505円	1,062,852,320円	1,141,417,618円
通所リハビリテーション	217,507,503円	231,812,993円	246,449,690円
短期入所生活介護	213,636,534円	229,681,574円	246,527,634円
短期入所療養介護	28,998,163円	31,149,409円	33,392,473円
特定施設入居者生活介護	752,495,915円	830,945,990円	910,147,652円
福祉用具貸与	253,090,344円	273,401,705円	294,990,012円
特定福祉用具販売	18,463,209円	19,919,845円	21,455,178円
(2) 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0円	0円	0円
夜間対応型訪問介護	11,750,349円	13,283,136円	14,844,155円
認知症対応型通所介護	191,427,633円	206,213,021円	221,439,598円
小規模多機能型居宅介護	168,996,684円	249,719,238円	334,489,647円
認知症対応型共同生活介護	375,886,755円	487,243,058円	571,422,469円
地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	79,872,909円	94,970,874円	162,631,980円
複合型サービス	0円	0円	0円
(3) 住宅改修	36,957,860円	40,113,883円	43,455,597円
(4) 居宅介護支援	387,427,235円	414,677,699円	443,123,252円
(5) 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	1,951,605,405円	2,019,707,057円	2,045,144,295円
介護老人保健施設	1,407,021,198円	1,485,359,021円	1,561,168,814円
介護療養型医療施設	433,813,459円	458,605,029円	485,646,987円
療養病床からの転換分	0円	0円	0円
介護サービスの総給付費(小計)→(Ⅰ)	8,622,586,602円	9,341,482,029円	10,059,556,726円

【介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス給付費】

サービス区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
(1) 介護予防サービス			
介護予防訪問介護	123,511,280円	134,265,913円	144,940,438円
介護予防訪問入浴介護	1,329,309円	1,521,993円	1,726,908円
介護予防訪問看護	11,567,277円	12,741,229円	14,113,193円
介護予防訪問リハビリテーション	6,776,534円	7,953,659円	9,156,552円
介護予防居宅療養管理指導	4,972,944円	5,299,084円	5,610,546円
介護予防通所介護	149,180,985円	161,688,265円	173,833,575円
介護予防通所リハビリテーション	24,944,144円	27,054,559円	29,073,626円
介護予防短期入所生活介護	3,592,823円	3,953,803円	4,320,331円
介護予防短期入所療養介護	153,596円	170,940円	188,861円
介護予防特定施設入居者生活介護	33,612,531円	33,763,657円	34,640,181円
介護予防福祉用具貸与	22,119,077円	25,106,050円	28,415,442円
特定介護予防福祉用具販売	3,449,216円	3,978,677円	4,516,418円
(2) 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	340,955円	417,575円	504,496円
介護予防小規模多機能型居宅介護	451,115円	493,168円	535,377円
介護予防認知症対応型共同生活介護	249,037円	272,715円	296,683円
(3) 住宅改修	15,372,752円	17,364,654円	19,440,763円
(4) 介護予防支援	52,475,850円	56,778,925円	61,004,165円
介護予防サービスの総給付費(小計)→(Ⅱ)	454,099,425円	492,824,868円	532,317,555円

総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	9,076,686,027円	9,834,306,897円	10,591,874,280円
----------------------	----------------	----------------	-----------------

※端数処理により一部の計が一致しません

②標準給付費見込額の推計

【標準給付費】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費（Ⅲ）	9,076,686,027円	9,834,306,897円	10,591,874,280円	29,502,867,204円
特定入所者介護サービス費等給付額（Ⅳ）	360,301,793円	385,256,741円	408,941,553円	1,154,500,087円
高額介護サービス費等給付額（Ⅴ）	165,973,164円	177,676,026円	189,778,424円	533,427,614円
高額医療合算介護サービス費等給付額（Ⅵ）	22,836,392円	24,432,209円	26,079,917円	73,348,517円
審査支払手数料	11,742,912円	12,253,632円	12,778,032円	36,774,576円
標準給付費見込額	9,637,540,287円	10,433,925,505円	11,229,452,206円	31,300,917,998円

※端数処理により一部の計が一致しません

③地域支援事業費の推計

【地域支援事業費】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
介護給付費見込み額 <（Ⅲ）+（Ⅳ）+（Ⅴ）+（Ⅵ）>	9,625,797,375円	10,421,671,873円	11,216,674,174円	31,264,143,422円
地域支援事業費	243,294,000円	270,432,000円	297,521,000円	811,247,000円
介護給付費見込額に対する割合	2.53%	2.59%	2.65%	2.59%

※端数処理により一部の計が一致しません

（４）介護保険料の算出

標準給付費見込額 (A) 31,300,917,998円	+	地域支援事業費 (B) 811,247,000円	=	32,112,164,998円 (C)
(C) × 21% (第1号被保険者負担分相当額)	=	6,743,554,649円 (ア)	}	保険料収納必要額 (ア) + (イ) - (ウ) - (エ) 6,808,207,009円 (D)
(A) × (5-3.6%) (調整交付金不足分)	=	438,212,851円 (イ)		
介護給付費準備基金取崩額	=	284,400,000円 (ウ)		
財政安定化基金取崩による 交付額	=	89,160,491円 (エ)		

保険料収納必要額に対し、予定保険料収納率を設定し、補正後の第1号被保険者数で除算します。

保険料基準額	= (D) ÷ 予定保険料収納率 97.0% ÷ 124,446人 =	56,400円 (年額)
	56,400円 ÷ 12か月 =	4,700円 (月額)

(5) 第1号被保険者保険料

第1号被保険者の所得段階ごとの保険料は下表のとおりになります。第4期では所得段階を9段階としていましたが、負担能力に応じたよりきめ細やかな対応を図るため、第5期では14段階として設定します。

所得段階	対象者	保険料率 (※1)	保険料 年額
第1段階	生活保護の受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者及び、老齢福祉年金の受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税	0.45	25,300円
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下	0.45	25,300円
特例第3段階(※2)	本人及び世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円超え120万円以下	0.65	36,600円
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、第2段階・特例第3段階以外	0.70	39,400円
特例第4段階(※2)	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、前年の合計所得金額+公的年金等の収入金額が80万円以下	0.90	50,700円
第4段階	本人が市民税非課税で世帯内に市民税課税者がいる場合で、特例第4段階以外	1.00	56,400円 (基準額)
第5段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円未満	1.10	62,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満	1.25	70,500円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満	1.50	84,600円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.64	92,400円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満	1.78	100,300円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満	1.92	108,200円
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満	2.06	116,100円
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満	2.20	124,000円
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満	2.34	131,900円
第14段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が900万円以上	2.48	139,800円

※1 保険料率

保険料率とは、基準額を1とした場合に、その所得段階区分に属する方の保険料の割合になります。

※2 特例第3段階・特例第4段階

第5期では、低所得者対策として、介護保険法の所得段階に係る規定等が改正されました。具体的には、保険者の判断により、第3段階を細分化し、基準額に対する割合を軽減できるようになったこと、また、第4期の特例として設けられた特例第4段階を継続できること等があります。

小平市では、この改正内容を踏まえ、低所得者対策として特例第3段階を新たに設けるとともに、特例第4段階も継続して設定します。

6. 介護保険サービスの円滑な推進

(1) 低所得者への配慮

介護保険制度における低所得者対策は、制度の枠組みの中で、介護保険料の所得段階別徴収、高額介護（予防）サービス費の支給、高額医療合算介護（予防）サービス費の支給、特定入所者介護（予防）サービス費の支給が設定されています。

また、負担軽減のための低所得者対策として、国・都制度としての生計困難者を対象とした介護保険サービス利用料の軽減や、小平市独自の低所得者対策としての介護保険料の減免、通所介護等の食費の助成事業を実施しています。

① 介護保険サービス提供事業者による生計困難者に対する利用者負担軽減事業(国・都制度)

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が一定の要件に該当する方について、介護保険サービス利用料の軽減を図ります。軽減される費用は、介護費・食費・居住費（滞在費）の自己負担額の一部です。

平成 21 年度	対象事業者数 17 事業者 認定証交付者 25 人	平成 22 年度	対象事業者数 21 事業者 認定証交付者 26 人	方向性	継 続
----------	------------------------------------	----------	------------------------------------	-----	-----

② 生計困難者に対する介護保険料減免事業(市単独事業)

市民税非課税世帯で収入及び預貯金額等が小平市の定める要件に該当する方について、介護保険料の負担の軽減を図ります。保険料徴収の所得段階が第1段階（生活保護の受給者は除く）または第3段階の方が対象となります。

平成 21 年度	減免人数 20 人	平成 22 年度	減免人数 29 人	方向性	継 続
----------	--------------	----------	--------------	-----	-----

③ 通所介護等利用者助成事業(市単独事業)

介護保険の通所介護等サービスの利用者で市民税非課税世帯に該当する方について、サービス利用の促進を図るため、食費の一部を助成します。

平成 21 年度	受給者数 594 人	平成 22 年度	受給者数 666 人	方向性	継 続
----------	---------------	----------	---------------	-----	-----

(2) 認定審査

被保険者が介護保険サービスを利用するためには、あらかじめ要介護等の認定を受けることが必要です。この認定は、介護サービスの必要度を判断する最も基礎となるものであり、要介護者・要支援者の自立を支援するために、客観的で適正な認定が行われる必要があります。

認定の申請を行うと、被保険者は認定調査を受け、この調査の結果と主治医意見書に基づき、市長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者により構成する「小平市介護認定審査会」が要介護状態区分についての審査・判定を行った後、小平市が認定することになります。

①認定調査の公正性・公平性の確保と認定調査員の質の向上

小平市の認定調査体制は、市職員を中心に、市が委託する指定居宅介護支援事業所、介護保険施設のケアマネジャーが認定調査員として実施しています。この認定調査は、介護保険サービスの利用に密接に関係することから、各調査員に対して、東京都や小平市が行う研修や個別指導を実施し、一層の公正性・公平性の確保に努めます。

②認定の迅速性の確保

要介護等認定における審査・判定は、6合議体45名の介護認定審査会委員が行っています。小平市は、訪問調査、主治医意見書の取得、介護認定審査会の審査・判定、申請者への認定結果通知等一連の事務を行います。要介護認定については、関係機関の協力を得ながら、申請受付から訪問調査、調査内容の確認までの期間短縮、迅速化を図り、早期の認定に努めます。

(3) 介護サービスの質の向上

要介護等高齢者やその家族が、提供される介護サービスに満足を感じ、自立した生活を営むことができるよう、介護サービスの質の向上に努めていくことが重要です。

①ケアプラン指導研修事業（68ページ再掲）

②介護相談員派遣等事業（95ページ再掲）

③福祉サービス第三者評価受審費補助（60ページ再掲）

④個人情報保護に向けた取り組みの支援

「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、事業者等の個人情報保護に向けた取り組みを支援します。

(4) 給付の適正化

介護給付費の増大が見込まれる中、給付の適正化は、利用者に対する適切な介護サービスを確保しつつ不適正な給付を削減することにより、介護保険制度への信頼感を高め、介護保険制度を持続可能なものにつな갑니다。

小平市においては、国の「介護給付適正化計画に関する指針」を踏まえ東京都と調整して作成した「介護給付適正化プログラム」の内容を中心に、要介護認定調査票の点検、医療情報との突合、介護給付費通知（94ページ参照）、住宅改修訪問調査（94ページ参照）、事業者に対する指導監督の実施（94ページ参照）等、今後も積極的に適正化に取り組んでいきます。

① 要介護認定調査票の点検

認定調査員が調査した要介護認定調査票の内容について、判定基準に合わない点や不明な箇所を当該調査員に確認のうえ、必要に応じて修正や指導を行います。

平成21年度	実施率 100%	平成22年度	実施率 100%	方向性	継続
--------	-------------	--------	-------------	-----	----

② 医療情報との突合

東京都国民健康保険団体連合会からの医療給付と介護給付との突合情報をもとに、介護サービス事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求を調査し、過誤調整等を行います。

(5) 介護サービス情報提供の充実

要介護等高齢者やその家族が、必要とする介護サービスについて、多くの事業者から適切に選択することができるよう、サービス内容やその質などについて、具体的な情報提供に努めます。

① 広報活動の充実

介護保険制度の仕組みについてのさらなる理解の普及のため、市報やホームページ等を活用した広報活動の充実を図っていきます。

② 介護保険サービス事業所ガイドブックの発行

介護サービス提供事業所の情報を掲載した事業所ガイドブックを発行して、申請時等に配布し、事業所の選択等に役立てていただきます。